

「福山市立大学 大学案内2028作成業務」について、委託業者を選定するため、プロポーザルを実施することとしたので、参加を希望する者は手続を行ってください。

2026年（令和8年）5月26日

公立大学法人福山市立大学 理事長 佐藤 利行

## 1 業務概要

### (1) 業務名

福山市立大学 大学案内2028作成業務

### (2) 業務場所

福山市立大学、受注者の事業所内及び福山市立大学が指定した場所

### (3) 業務内容

福山市立大学 大学案内2028作成業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

### (4) 業務履行期間

契約締結の日から2027年（令和9年）6月30日まで

## 2 委託費

委託費の上限は7,700,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

※参考見積書の金額が、委託費を超過した場合は失格となります。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 公立大学法人福山市立大学契約事務取扱規程（令和3年法人規程第49号）第3条の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広島県暴力団排除条例（平成22年条例第37号）に基づく暴力団及び暴力団員等でないこと。

#### 4 評価基準・評価項目

福山市立大学 大学案内2028作成業務に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

#### 5 受注候補者の特定

福山市立大学 大学案内2028作成業務評価委員会（以下「評価委員会」という。）における評価が高い順に、理事長が本業務の受注候補者1名、次順位者1名を特定する。

#### 6 参加申込の手続等

##### (1) 担当部局

福山市立大学事務局学務課

〒721-0964 広島県福山市港町二丁目19番1号

電話：084-999-1113（直通）

FAX：084-928-1248

E-mail：gakumu@fcu.ac.jp

##### (2) 選考スケジュール

公告	2026年（令和8年）5月26日（火）
実施要領等の配付期間	2026年（令和8年）5月26日（火）から 同年6月12日（金）まで
質問書受付期間	2026年（令和8年）5月26日（火）から 同年6月9日（火）午後5時まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2026年（令和8年）6月11日（木） 大学ホームページに掲載する。 ( <a href="https://www.fcu.ac.jp/">https://www.fcu.ac.jp/</a> 以下同じ。)
参加申込書の受付期間	2026年（令和8年）5月26日（火）から 同年6月12日（金）午後5時まで
企画提案書の提出者の選定通知	2026年（令和8年）6月19日（金）
企画提案書の受付期間	2026年（令和8年）6月19日（金）から 同年7月3日（金）午後5時まで
プレゼンテーション（ヒアリング）の実施	2026年（令和8年）7月15日（水）（予定）
評価結果・選定結果の通知	2026年（令和8年）7月下旬（予定）

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2026年（令和8年）5月26日（火）から同年6月12日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日等（公立大学法人福山市立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（令和3年法人規程第33号）第3条第1項に規定する週休日及び同規程第11条に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く。）

イ 配付場所

6（1）に同じ

※本学ホームページからもダウンロード可

(4) 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書又は企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書又は企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格を確認し、参加資格を有する場合は、評価委員会において受注候補者としての適否を審査する。

## 7 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て理事長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本法人との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 理事長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

## 8 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 2の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと理事長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると理事長が認めた場合
- (6) 提案書及びプレゼンテーションの内容が仕様書を満たさない場合
- (7) その他本法人の指示に違反する場合

## 9 その他

詳細は、実施要領に定めるところによる。